

# 我孫子市社協地域福祉活動計画



社会福祉法人  
我孫子市社会福祉協議会

# ご あ い さ つ

---

高齢化と出生率の低下・少子化のすすむ社会にあって、住民の皆様からの福祉充実に寄せる期待は大きく、こどもからお年寄りまですべての人々が安心して生活を営むための「福祉のまちづくり」の構築が急がれています。

こうした中で、21世紀を展望した地域福祉の推進に向け、取り組むべき活動方針や具体的な推進事業について、平成8年度から検討をすすめてまいりました委員各位のご努力により「我孫子市社協地域福祉活動計画」策定が終了し、ここに計画書としてまとめました。

本計画は、我孫子市社会福祉協議会における地域福祉活動の基本構想、基本計画と位置づけ、その実現に向けて全力を注ぎ、住民の助け合いが広まる心豊かな福祉のまちづくりを築きたいと念願しております。

もとより本計画の実現には、市行政をはじめ市内のすべての機関、団体のご支援、また地域住民の参加・協力が不可欠であり、皆様のご協力を切にお願いする次第です。

最後になりましたが、計画策定にあたって、公私ともご多忙のなかご協議をいただいた「地域福祉活動計画検討委員会」の委員の皆様に、心からお礼申し上げ、本計画書発行にあたってのごあいさつといたします。

平成10年2月

我孫子市社会福祉協議会

会長 小倉正一

## 目次

第1部	計画の基本的な考え方と背景	1
1	計画策定のねらいと意義	2
2	計画の構成及び期間	3
地域福祉推進における社協の役割		4
我孫子市におけるニーズの実態 生活問題		8
取り組み課題の整理 取りくむべき課題		10
地域福祉活動計画の体系		15
第2部	実施計画	19
総合相談・援助活動の確立		22
小地域ネットワーク活動の強化		24
在宅福祉サービスの企画・実施		26
施設等との協働事業の企画・実施		32
福祉教育・ボランティア活動の促進		34
事業推進体制の整備		38
関係資料		41

---

# 第1部

## 計画の基本的な考え方と背景

# 1 計画策定のねらいと意義

---

我孫子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、昭和42年に法人格を取得し、以来地域住民の福祉向上のために各種事業を展開し今日に至っている。

また、社協を取りまく環境は大きく転換し、昭和58年の法制化により地域福祉・在宅福祉推進の中核としての位置づけが明確化され、さらに福祉関係八法の改正等により社協への期待がますます高まってきているといえる。

さらに、市社協では本年度より「ふれあいのまちづくり事業」を厚生省から5か年の指定を受け事業の推進を図っていくものである。

こうした背景をふまえ、社協のこれまでの組織体制や運営、取り組んできた活動の検証と住民の福祉ニーズの掘りおこしの中から、今後取りくむべき課題を明確にするとともに、21世紀へ向けての中長期的な活動指針を盛り込んだ新たな計画策定が必要と考える。

さらに、地域福祉は民間と行政が協働して進めるものであり、この計画も「我孫子市福祉推進6か年計画との関連を念頭に置き策定をし、計画実施においても行政と連携した総合的な地域福祉の推進をめざすものである。

以上のような背景・状況をふまえこの計画を策定していくうえで

- ①我孫子市における住民ニーズとサービスの実態を明らかにする。
  - ②取り組むべき課題を明らかにする。
  - ③地域福祉推進における社協の基本的考え方と具体的取り組み方法を明らかにする。
  - ④住民参加の確保と行政計画への反映をめざす。
  - ⑤計画策定作業を通じ役員、事務局職員の共通認識をはかる。
- の5つを策定の基本的視点として整理し検討をしていく。

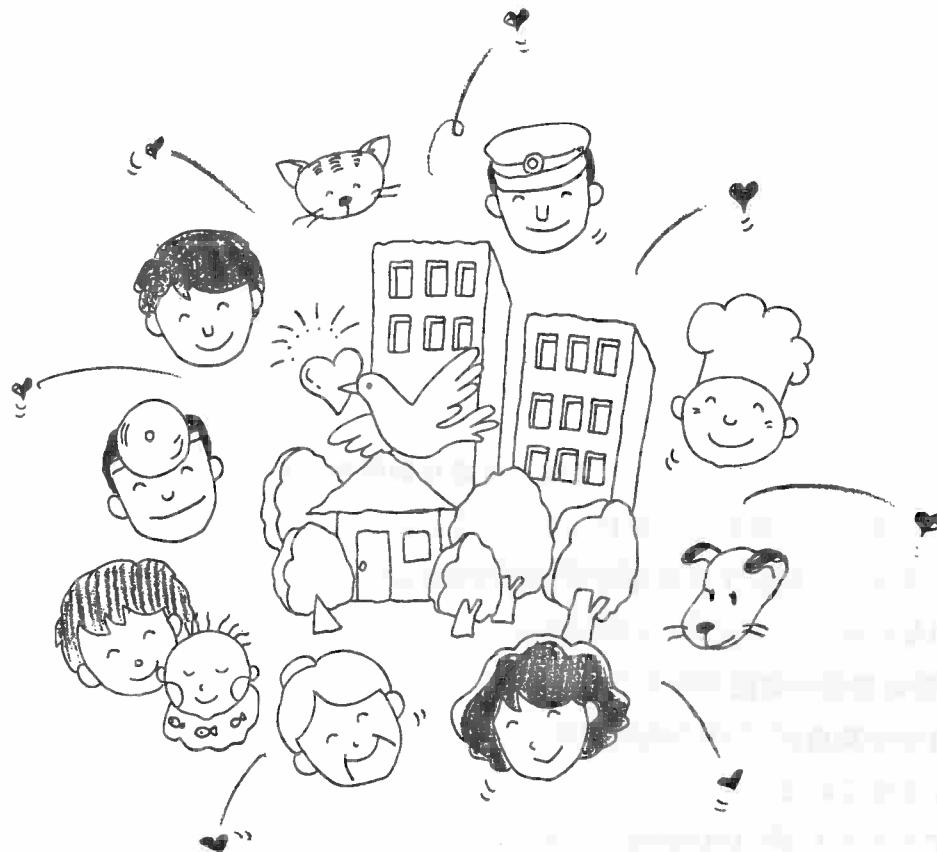
## 2 計画の構成及び期間

地域福祉活動計画は、第1部・計画の基本的な考え方と背景、第2部・実施計画の大きく2つの部門から成っている。

第1部・計画の基本的な考え方と背景は、社協のこれからの中目標・重点課題、さらには実施計画を導きだす基本の部分を説明したもので

第2部・実施計画は、第1部で明らかにした基本目標を達成するためには何を成すべきかを、現状と課題を踏まえて具体的に実現するための年次計画として整理したものです。実施計画は、社協を取り巻く様々な社会環境の変化と計画の見直しを前提に、平成9年度（1997）から平成13年度（2001）までの5か年計画とした。

なお、ふれあいのまちづくり事業の進展状況（評価）にあわせて、3年目（平成11年度）に見直しを行なう。



# 地域福祉推進における社協の役割

## 1 社会福祉の転換と地域福祉

近年、社会福祉は大きな転換期を迎えており、この変化は、本格的な高齢社会の到来を控え、新しい社会福祉の体制づくりが様々な分野で進められている。そこには、個人が地域社会のなかで自立した生活を営むことが可能となるために、施設や在宅福祉サービス等との均衡のとれたシステムを構築していくことに他ならない。

こうした社会福祉の転換は、以下に述べるそれぞれの側面が互いに作用し合って生まれたと見ることができるのではないか。

### (1) 社会福祉ニーズの変化

社会福祉が対応すべきニーズの形態が変化し、多様化・高度化してきたことである。

地域社会の変容や家族機能の低下（家族の扶養力（介護力）の低下）などによるニーズの多様化があげられる。また、一般的に生活水準の向上は、余暇活動の重要性の高まり等、生活の質的向上（クオリティ・オブ・ライフ）への要求として多様な生活様式や価値観を生みだしている。

そのため、今までの社会福祉の枠組みでは対応しきれないニーズが増大してきている。

### (2) 社会福祉サービスの普遍化（一般化）と介護保険制度の創設

社会福祉サービスが、特定の人だけではなく、サービスを必要としている人に対し必要なだけ提供するべきであるという、サービスの一般化へと移行してきている。

又、高齢者在宅福祉サービスについては、介護保険制度の創設により、措置という概念から権利へと変わっていくことにより、多面的な福祉ニーズが発生し、対応すべき福祉サービスも普遍化（一般化）していくのではないか。

### (3) 社会福祉の理念の変化

国際障害者年を契機に「ノーマライゼーション（共に生きる）」理念が一般化してきている。

それは、すべての人が、いわれのない差別や偏見を受けることなく、

---

その基本的人権が尊重され、さらに地域住民として共に支え連帶していくという理念である。

すなわち、社会福祉は、ある特定の人の問題ではなく、住民すべてに共通する問題であり、共に支え合うことが必要であるという考え方が定着してきている。

#### (4) 地域社会における在宅福祉サービスの必要性の高まり

急速な高齢化の進行とあいまって、従来の施設における処遇と在宅における処遇とを連続したものとして据え、住民の生活圏域である地域社会がニーズ解決の場として位置づけられてきている。

これは、社会福祉ニーズを受けとめる場として、地域社会が注目されたことになり、言い換えるれば、地域住民がサービスの利用者であると同時に担い手として期待され、住民の福祉活動への参加が強調されることにもつながっている。

以上の各側面から社会福祉の転換を考えると、推進すべき地域福祉の内容も見えてくるのではないか。

つまり、推進すべき地域福祉の内容は、近年の福祉課題を総合的に解決するために、住民の生活圏域である地域において、福祉施設や福祉関係機関を含むあらゆる制度や活動を統合的に活用しながら、住民相互が理解しあい協力しあえる地域社会を住民の手により形成していく中で、誰もが住み慣れた地域の一員として安心して生活が営めることを目標とした社会福祉の新しい体制づくりといえるであろう。

## 2 地域福祉推進と社協の役割

言うまでもなく、社協の役割は「住民の福祉を住民の手でつくっていくことが可能な住民主体の確立を支援する。」ことに他ならない。現状に照らしていえば、誰もが人間として豊かに生きられる福祉コミュニティ（福祉力をもった地域社会）を、住民の主体性をよりどころにしながらつくっていくことである。

自分たちが生活を営んでいくうえで抱える生活不安や福祉課題の解

決に向けて、住民が考え、計画し、行動していく、そのような力を住民が身につけられるよう住民とともに地域組織化活動を推進し、その過程で住民要求を組織化し、必要に応じて行政施策等へ反映させていく役割こそが社協活動の基本である。

もうひとつの流れとして、近年社会福祉事業法の改正や新社会福祉協議会基本要項の策定に見られるように、社協が事業主体として期待（より具体的にいうと在宅福祉サービス実施の担い手としての期待）されるようになってきている。

市社協においても、従来より先駆的・実験的に在宅福祉サービスの取り組みを行ってきた。このことは、住民の生活実態から住民の声を吸い上げ、住民に必要な事業（活動）につなげ、ときには行政への政策提起を行い、必要なサービス形成を図ってきたことといえる。

さらに、ホームヘルプサービス事業のように、本来行政が実施している公的サービスを受託し市社協が実施するという形態もでてきていている。このことは、市社協が在宅福祉サービス推進の一翼を担う機関としての期待の高まりとして受けとめている。こうした流れは、社協が従来進めてきた地域福祉本来の役割（住民一人ひとりの参加を基本とした共に支え合う福祉のまちづくり、いわゆる地域組織化活動）を一層高めるものでこそあれ、これを搖るがせるものではないといえる。

社協が在宅福祉サービスを実施していく姿勢は、ニーズへの単なる供給として在宅福祉サービスを提供するといった、サービスのみを切り離して考えるのではなく、地域福祉の実現にむけた地域組織化過程と密接なつながりをもつものとして、先駆的・実験的な実践の積み重ねの実績をもとに新しいサービスを積極的に創造するということになるのではないか。

以上の点をふまえて、これから地域福祉推進における社協の役割を次の3つに整理する。

（1）福祉の総合化を行政と協働し住民の立場から推進する。

地域福祉の推進は、社協あるいは行政だけでつくりあげていくというものではない。住民・地域・行政が、それぞれの役割を十分に果た

していくなかで実現していくものであり、社協の役割は、住民生活の立場からそれらを横につなげていく結び目としての役割をもつ。すなわち、行政のサービスや政策立案に住民の声を届けることであり、行政と協働して取り組める運営やしくみづくりに他ならない。

(2) 住民の組織化活動を推進し住民参加を保障する。

社協の独自の役割は、住民主体の原則に基づき、福祉推進の場面における住民の参加を援助・助長することであるといえよう。

社協は、住民参加を推進するための手法として「地区小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」の推進を図ってきたが、今後、より一層の推進を図るため「地区小域福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」を発展解消し、「地区社協」の組織化と育成・支援を行っていくとともに、ボランティア及び福祉当事者の組織化等、地域組織化活動の手法を持って住民が主体的に福祉活動に参加できる具体的な条件づくりをすすめていくという責務をもち、そのための場づくりやシステムづくりが大きな役割といえる。

(3) 公私の協働により在宅福祉サービスを推進する。

福祉課題の解決を、住民の生活圏域である小地域（地区社協域）において様々なサービスを提供していくなかで図っていくことが強く求められるなかで、在宅福祉サービスの推進は、住民の主体的かかわりが不可欠であり、社協はそれを援助する役割をもつ。さらに、在宅福祉サービスの推進は、行政・社協・各種専門機関や施設、さらには地区社協やボランティアなどの活動も含めて、それぞれの役割、守備範囲に応じた連携のもと総合的に行われなければならない。

# 我孫子市におけるニーズの実態 一生活問題一

## (1) 多様化・重度化するホームヘルプニーズ

高齢者や障害をかかえる人が、地域で自立して生活を営むためには、日常の家事（掃除、洗濯、買物、食事づくりなど）と介護（食事や入浴、通院の介助など）が基本的に支えられなければならない。しかし、こうしたホームヘルプのニーズは増加し、しかも多様化（早朝・夜間の対応）と重度化（継続的なかかわりの必要や介護面の増加など）の傾向にある。

## (2) 緊急時への対応や安否の確認

高齢者及び障害をかかえながらひとりで生活している人の緊急時にに対する不安は大きく、緊急時への対応と定期的な安否確認の必要性が高くなってきてている。また、ひとり暮らしの人への対応もさることながら、家族と同居していても日中ひとりになってしまふ場合（特に高齢者で軽度の痴呆症状がある場合）も多くなってきている。

## (3) 介護者の身体的・精神的な負担

寝たきりや痴呆症の高齢者、障害をかかえる人を介護している家族にとって、介護が続くことからくる身体的負担（寝不足、腰痛、介護者の高齢など）と、健康に対する不安や介護につきっきりになることからくる家族や地域社会からの孤立、自分が高齢になったらあるいは自分が倒れた場合の介護や経済的問題（障害者の就労等）についての不安など精神的負担も大きい。

## (4) 定期的な健康管理や往診など保健医療の対応

高齢者や障害をかかえている人は、自己の健康管理に不安をもっている場合が多く、定期的な訪問看護やいざという時の往診を望む声が大きい。特に、近代医療機器等を装着したままで退院し在宅療養する場合も多くなってきており、本人はもとより家族の不安も高いものがある。

## (5) 通院（通学）や外出とその介助

---

高齢者や障害をかかえている人の多くは、定期的な通院を余儀なくされておりその手段はリフトカーやタクシー券の利用になるが、まだ十分とはいえない状況にある。また、その際に介助（車への移動や添乗など）を必要とする場合が多く、しかも家族での対応が困難（家族不在や家族の高齢化など）な場合が多い状況である。加えて、障害をかかえている人の通学・通園等についても同様のことがいえる。

#### （6）住宅や環境の整備

高齢者（特にひとり暮らし老人）や障害をかかえる人の住宅問題は、室内が生活しにくいなどの問題がある。また、広く社会環境に目を向けても、歩道の段差や不法駐車、放置自転車などにより安全に通行できないといった問題もあり、その中には住民の理解や協力で解決できることも多くある。

#### （7）生きがいや社会参加

ノーマライゼーション理念に基づき、高齢者や障害をかかえる人が地域社会のなかでより豊かに暮らしていくためには、身体的な不安要素を改善していくことはもちろんのこと、精神的にも社会的にも地域社会の一員として暮らしていくということが必要になってきている。就労の場の保障や生きがいをもち生活していくための情報や場の提供、社会参加の場づくりが求められる。

#### （8）生活の質的向上

最近、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）という概念が登場した。すなわち「質の高い生活を送る」ということになるが、社会福祉の場面においては、生活上の余暇とされ社会福祉での対応の範囲にふくまれなかった部分でも、生活の質という面から考え直していこうということになろう。このことは、“健康で文化的な最低限度の生活”的レベルを住民の生活実態に応じて、社会福祉の取り組み場面でも考え方を再編していこうということにもつながる。

## 取り組み課題の整理

## —取り組むべき課題—

「生活問題」をいかにして解決していくかを考えたときに、我孫子市全体の福祉課題として取り組むべき福祉課題として整理したものである。

### (1) 在宅福祉サービス等地域福祉展開のための条件整備

- ①施設整備や福祉サービスの担い手等的整備、そのための必要な財源確保を行う。
- ②福祉施設立案のための有効な仕組づくりを行なう。

### (2) 安心して生活できるための住宅環境の整備

- ①高齢者や障害者が安心して生活できる住宅整備を行なう。
- ②地域生活環境の整備のための、理解と協力についての啓発を行なう。

### (3) 各種在宅福祉サービスの量的・質的な充実

- ①ホームヘルプサービス事業の充実にむけて、人的整備、地域拠点の整備、担い手の専門性の確立、柔軟な運用の仕組みづくり等を行なう。
- ②食事サービス事業の量的・質的な充実に向けて、調理拠点の整備、活動の担い手や利用枠の拡大をはかる。
- ③福祉施設等専門施設における在宅福祉サービス等（入浴サービス、デイサービス、ショートステイなど）の充実、とりわけ障害をかかえる人への支援の充実を行なう。
- ④移送サービス事業の充実にむけて、車両の整備、添乗介助制度、社会参加の場においての利用等運営面の充実を行なう。
- ⑤緊急時への対応の確立に向けて、緊急通報システムの拡充や見守り活動の充実を行なう。
- ⑥高齢者や障害をかかえる人の自立や、介護者の負担軽減のための福祉・介護機器の貸与の充実を行なう。
- ⑦定期的な健康管理の仕組みや往診などの医療関係者の訪問体制、リハビリ等機能訓練の場の拡充など保健医療との連携強化を行なう。

### (4) 在宅福祉サービスの有効な提供にむけた仕組みづくり

---

①専門家による支援計画・処遇検討の充実、ホームヘルパー、あい・あびこ、地区社協、ボランティア等との連携など関係者によるネットワークづくりを行なう。

②ニーズ調査や相談窓口機能の充実など、ニーズの把握・集約の場の充実を行なう。

③サービスの効果を測定し、サービスの検証と新たなサービス創出の仕組みを行なう。

(5) 当事者の組織化活動の充実

①既存の当事者組織の力量強化と充実に向けた支援を行なう。

②ねたきり老人介護者等未組織の領域への組織化にむけた働きかけ、個々の自立のための情報提供や意見集約を行なう。

(6) 小地域における住民福祉活動の充実

①地区社会福祉協議会活動（見守り活動、訪問活動、住民交流事業、福祉情報の提供など）の充実とそのための条件整備（活動費の支援、活動拠点の整備、情報提供など）を行なう。

②小地域（地区社協域）における相談・解決にむけた地域の関係者のネットワークづくりを行なう。

③小地域の福祉活動展開場面での専門施設との連携強化をはかる。

(7) ボランティア活動・ボランティアセンターの充実

①ボランティア活動の充実にむけて、ボランティアへの情報提供、学習・情報交換の場づくり、ボランティア相互の連携強化等を行なう。

②ボランティアセンターでのコーディネート機能の強化を行なう。

(8) 福祉問題への正しい理解を深めるための啓発事業の充実

①住民への福祉情報の提供や福祉について考える場づくりなどの啓発事業を行なう。

②地区社会福祉協議会やボランティア、当事者団体等の活動及び住民の福祉啓発活動を支援する。

## 「生活問題と取り組み課題の整理」

※○印は、それぞれの生活問題（縦軸）に対して、その問題解決のための取り組み課題（横軸）には

取り組み課題の整理		①在宅福祉サービス等地域福祉展開のための条件整備	②安心して生活できるための住宅環境の整備	③各種在宅福祉サービスの量的・質的な充実
生活問題の整理				
1 多様化・重度化するホームヘルプニーズ（家事・介護）の対応をどうしていくか		○	○	○
2 緊急時への対応や定期的な安否確認をどうしていくか		○		○
3 介護者の身体的・精神的な負担の軽減をどうはかるか		○	○	○
4 定期的な健康管理・往診などの保健医療の対応をどうしていくか		○		○
5 通院（通学）や外出への対応とその際の介助をどうしていくか		○		○
6 住宅や環境の整備をどうしていくか		○	○	
7 生きがいや社会参加の場づくりをどうしていくか		○		
8 生活の質を高めていくことへの対応をどうしていくか		○		

は 何が考えられるかを示す

④在宅福祉サービスの有効な提供にむけた仕組みづくり	⑤当事者の組織化活動の充実	⑥小地域における住民福祉活動の充実	⑦ボランティア活動・ボランティアセンターの充実	⑧福祉問題への正しい理解を深めるための啓発事業の充実
○		○	○	○
○		○	○	○
○	○	○	○	○
○				○
○		○	○	○
○				○
○	○	○	○	○
○		○	○	○

# 「地域福祉活動計画の体系」

---

社会福祉の動向を踏まえたこれからの市社協の役割

- (1) 福祉の総合化を行政と協働し住民の立場から推進する。
- (2) 住民の組織化活動を推進し住民参加を保障する。
- (3) 公私の協働により在宅福祉サービスを推進する。

「我孫子市におけるニーズの実態」・「取り組み課題の整理」

こうした社協の役割と従来からの社協機能や事業、そして本年度から指定を受けた「ふれあいのまちづくり事業」の重点課題等を踏まえ、基本理念の設定、基本理念の実現に向けた社協の役割を發揮していくうえでの目標として「基本目標」を、その目標に対する取り組むべき課題として「重点課題」を、その課題実現のための具体的な取り組みとして「取り組み方向」を、それぞれ整理し体系的に表にしたもののが「地域福祉活動計画の体系」である。



## 「地域福祉活動計画の体系 一基本理念・基本目標・

### — 基本理念 —

あたたかみ  
の あ る  
地域福祉の  
創 造

ノーマライゼーション  
理念の実現をめざして

### — 基本目標 —

住民ニーズ・福祉課題の  
明確化及び住民活動の  
推進機能の強化

福祉サービスの企画・  
実施機能の強化

福祉組織化機能の強化

社協事業推進のための  
組織・運営体制の  
整備強化

## 重点課題・取り組み方向一

### — 重点課題 —

総合相談  
援助活動の確立

小地域ネットワーク  
活動の強化

在宅福祉サービス  
の企画・実施

施設等との協働事業  
の企画・実施

福祉教育・ボランティア活動の促進

事業推進体制の  
整備

### — 取り組み方向 —

- ふれあいのまちづくり事業の実施

- 地区社協の組織化運営体制整備の強化

- 高齢者が安心して生活できる生活圏に密着したサービス・支援体制の確立

- 障害者が地域で生活できる生活圏に密着したサービスの確立と環境の整備

- 児童・児童等を地域で健やかに育てるためのサービスの確立と環境の整備

- 福祉施設との協働事業の企画・実施

- 当事者組織等との協働事業の企画・実施

- 民生委員児童委員協議会等制度ボランティア組織との協働事業の企画・実施

- ボランティアセンター機能の確立

- 福祉学習・教育やボランティアの相互交流に向けた研修・情報交換の場づくり

- 社協活動の効果的・効率的な展開をはかるための事務局機構の整備

## 第2部

### 実施計画

# 実施計画の導き方

---

実施計画は、第1部で述べた6つの重点課題と取り組み方向に対して、社協事業の現状と課題を考慮し、具体的な事業をイメージし、年次計画（5か年）にまとめたものである。

## あたたかみのある 地域福祉の創造

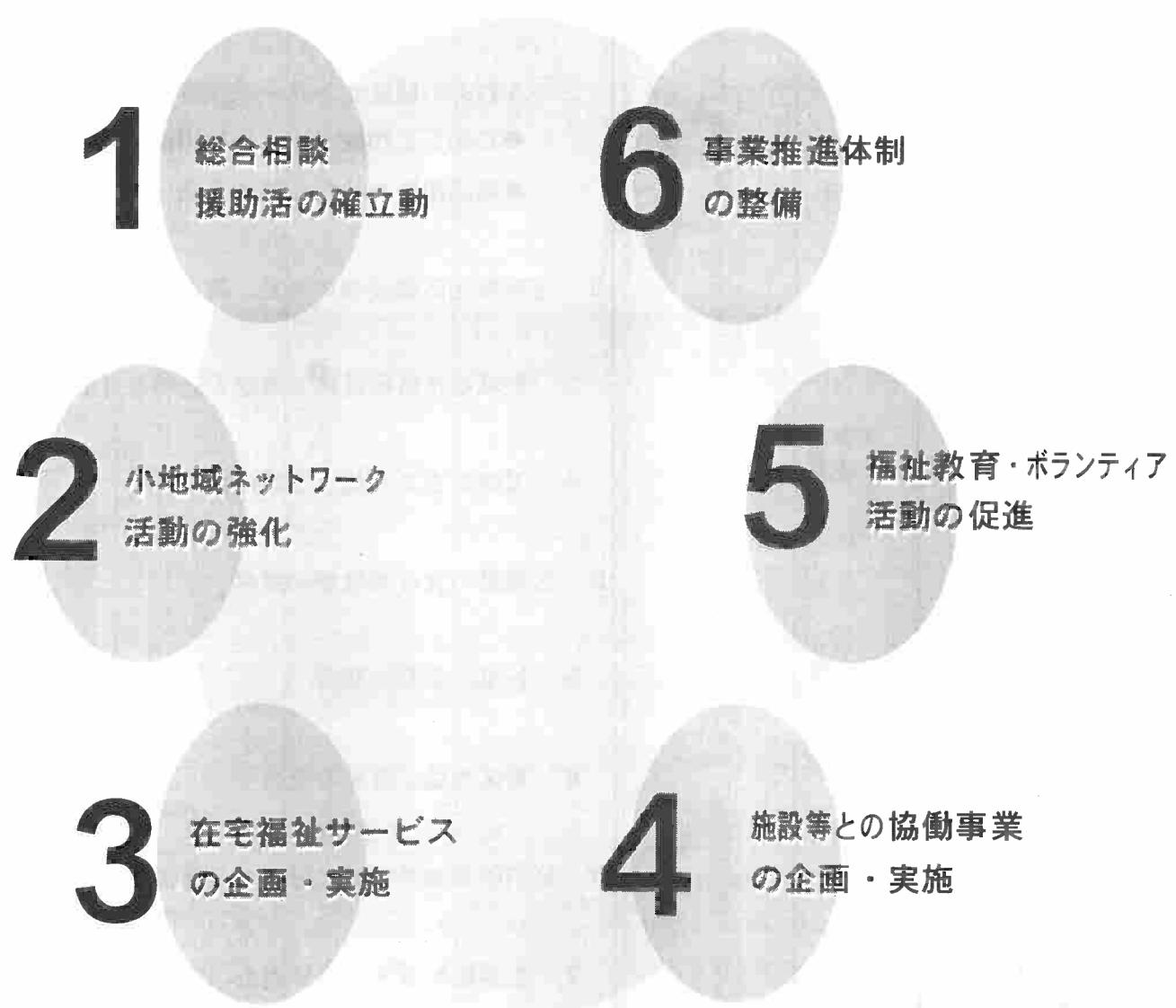
住民ニーズ・福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能の強化

福祉サービスの企画・実施機能の強化

福祉の組織化機能の強化

社協事業推進のための組織・運営体制の整備強化

## 重点課題と取り組み方向（実施計画）



# 実施計画 1

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
住民ニーズ・福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能の強化	総合相談・援助活動の確立	1 ふれあいのまちづくり事業の実施	I 福祉ニーズを発見し、受け止め、具体的にサービス提供や問題解決ができるケアマネージメント体制の確立 1 ふれあいのまちづくり推進委員会の設置 2 ふれあい福祉センターの設置 ●心配ごと相談（生活福祉相談）●結婚相談 ●電話相談●訪問相談の実施 II 地域福祉活動計画の策定、調査の実施 3 地域福祉活動計画の策定と適切な見直し 4 基礎調査の実施（定期的） III 広報紙の発行等情報の提供 5 社協だよりの発行 6 地区社協広報紙の発行 IV 経済的負担の軽減にむけた各種援護事業の推進 7 生活福祉資金・老障資金の貸付 8 善意銀行の貸付

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
●					補助金
●					補助金
	●	●			自主財源
●					自主財源
	●				自主財源
●					補助金
●					
●					

## 実施計画 2

年次計画（平成 9 年度～平成 13 年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
住民ニーズ・福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能の強化	小地域ネットワーク活動の強化	1 地区社協の組織化運営体制整備の強化	I 地区社会福祉協議会の充実 1 地区社会福祉協議会の設置 (我孫子南地区社協設置済)  2 地区社協の活動拠点の確保・整備  3 地区社協事務局（事務担当職員）の設置  4 地区社協連絡会の設置  5 地区社協におけるニーズキャッチシステムの確立  6 小地域助け合い活動の推進 (見守りネットワークシステムの確立)  7 ふれあい、いきいきサロン（いこいの家）の設置  8 ふれあい会食会の実施  9 地区社協活動のPR

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
● 湖北台地区	● 我孫子北・ 湖北・天王台・布佐				自主財源・補助金
● 行政主管課等との協議と合意 づくりと具体的な位置づけ		● 地区社協事務局の設置・検討			市と協議・補助金
● 地区社協事務局の設置・検討		● 調整			補助金
● 調整		● 各地区ごとの位置付けの検討			自主財源
● 各地区ごとの位置付けの検討					自主財源
					自主財源・補助金
					自主財源・補助金
					自主財源・補助金

# 実施計画 3

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉サービスの企画・実施機能の強化	在宅福祉サービスの企画・実施	1 高齢者が安心して生活できる生活圏に密着したサービス・支援体制の確立	I 住民参加型ホームヘルプ事業（あい・あびこ）の強化 1 協力会員の増員 2 サービス内容の拡大 3 ホームヘルパー3級講習会の実施 II ホームヘルパ体制の強化 (介護保険制度に対応した体制の整備) 4 ホームヘルパー（介護型）の実施強化 5 夜間・早朝ホームヘルプサービスの実施 6 移動入浴サービスの実施拡大 7 ホームヘルパチーム運営方式の実施 III その他在宅福祉サービス体制の充実 8 福祉機器についての相談・貸出・給付事業の実施（車椅子・エアーマット・紙おむつ等） 9 生活援助型食事サービスの実施

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
					自主財源・補助金
●			●		自主財源・補助金
●	→ 介護保険実施にむけ、保険対象 外世帯に対する対応の検討		●		自主財源・補助金
●					市受託金
●	→ 市との協議		●	→ 介護保険制度スタート	市受託金
●			●		市受託金
●			●		市受託金
●			●		市受託金
●				→ 自主財源	
●				→ 市受託金	

# 実施計画 3

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉サービスの企画・実施機能の強化	在宅福祉サービスの企画・実施		1.0 ふれあい型食事サービスの支援 1.1 住宅改造サービスの支援 1.2 移送サービスの実施 1.3 介護用品常設展示場所の確保 1.4 成年後見制度の実施にむけての検討  2. 障害者が地域で生活できる生活圏に密着したサービスの確立と環境の整備 IV 障害者に対する福祉サービス体制の充実 1.5 ホームヘルプサービスの実施強化 1.6 ガイドヘルプ事業の拡大 (市のガイドヘルパーとは別に、ボランティアの養成拡大) 1.7 全国視覚障害者外出支援連絡会の加入と千葉県におけるインターネットの設置 1.8 精神障害者に対する支援と研究 1.9 ち的障害者に対する支援と研究

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
●					自主財源
●					自主財源
●					自主財源
●	→	●			関係機関との協議
●					自主財源
					市受託金
●					自主財源
●					自主財源
●					自主財源
●					自主財源
●					自主財源
●					自主財源

# 実施計画 3

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉サービスの企画・実施機能の強化	在宅福祉サービスの企画・実施	3 乳幼児・児童等を地域で健やかに育てるためのサービスの確立と環境の整備	V 乳幼児・児童並びに子育て支援の福祉サービス体制の確立 20 子育て支援サポーターの確立 21 おもちゃ図書館の支援（常設施設の確保）



平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
			●.....→ ファミリーサポート事業等との調整と研究	●.....→ 自主財源・補助金	自主財源

# 実施計画 4

年次計画（平成 9 年度～平成 13 年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉組織化機能の強化	施設等との協働事業の企画・実施	1 福祉施設との協働事業の企画・実施	I 福祉施設との協働事業の展開 1 高齢者介護講座の企画・実施 2 高齢者介護教室の企画・実施 3 保育園児との世代間交流事業の企画・実施
		2 当事者組織等との協働事業の企画・実施	II 当事者組織等の組織化・支援体制と協働事業の展開 4 当事者組織活動への活動費の援助、自主活動支援 5 当事者（団体）のかかえる問題の把握 6 障害児者、家族の会への支援と協働事業の実施 7 ひとり親家族の会への支援と協働事業の実施
		3 民生委員児童委員協議会等制度ボランティア組織との協働事業の企画・実施	III 民生委員児童委員・母子福祉推進員との協働事業の展開 8 地域における実情の把握の実施 9 地区社協等の福祉活動の協力・支援

平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	主財源内訳
	●				自主財源・補助金
	●				自主財源・補助金
	●				自主財源・補助金
	●				自主財源・補助金
	●				自主財源
	●	●			自主財源
	●				自主財源
	●				自主財源・補助金
	●				自主財源
	●				自主財源
	●				自主財源

# 実施計画 5

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉組織化機能の強化	福祉教育・ボランティア活動の促進	<p>1 ボランティアセンター機能の確立</p> <p>2 福祉学習・教育やボランティアの相互交流にむけた研修・情報交換の場づくり</p>	<p>I 相談援助活動（コーディネート機能）の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアセンターの機能強化</li> <li>2 ボランティアセンターの登録機能の充実（コンピューター機能の充実）</li> <li>3 土・日曜日、休日のセンター開所</li> <li>4 ボランティアコーディネーターの配置（増員）</li> <li>5 ぼらんていあニュースの発行</li> <li>6 ボランティアほっとニュースの発行</li> <li>7 ボランティアセンター運営委員会の設置</li> </ul> <p>II 福祉教育・ボランティア教育学習の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8 ボランティア活動拠点の確保</li> <li>9 各種ボランティア講座（スクール）の実施 各種専門講座（朗読・点字・手話・おもちゃ図書館等）地区別ボランティア講座、生き生きボランティア講座、シニアボランティア講座、入門講座等の開催）</li> <li>10 学童・生徒向け体験プログラムの実施</li> </ul>

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
					自主財源・補助金
●					自主財源・補助金
●		●			自主財源・補助金
					条件整備等準備
●					補助金
					増員について検討
●					自主財源・補助金
					配布方法の見直し
●					自主財源・補助金
					自主財源・補助金
●					自主財源・補助金
					自主財源・補助金
●					自主財源・補助金
					自主財源・補助金
●					自主財源・補助金
					自主財源・補助金
●					自主財源・補助金
					自主財源・補助金

# 実施計画 5

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
福祉組織化機能の強化	福祉教育・ボランティア活動の促進		<p>1.1 企業人・大学生のボランティア活動への積極的な働きかけ</p> <p>1.2 ボランティア自主学習への支援</p>

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
●					自主財源・補助金
●					自主財源

# 実施計画 6

年次計画（平成9年度～平成13年度）

基本目標	重点課題	取り組み方向	事業内容
社協事業推進のための組織・運営体制の整備強化	事業推進体制の整備	1 社協活動の効果的・効率的な展開をはかるための事務局機構の整備	I 事務局体制・事務所（活動拠点）の改善、整備 1 事務局機構の見直しと整備 2 「新・社会福祉協議会基本要項」に基づく職員配置の促進 3 有資格者取得者の確保（社会福祉士、介護福祉士） 4 地域福祉センター等独立した拠点の確保 II 財政の強化（独自財源の確保） 5 住民会費の充実（会費の引き上げ） 6 自主事業による活動財源の確保（葬祭壇事業、即売バザーの開催） 7 共同募金の配分金の効果的活用とPRの推進（共同募金配分金の活用の見直し） 8 歳末助けあい募金の効果的活用と配分の見直し 9 社協運営基金の造成

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	主財源内訳
●		●			自主財源・補助金
●					補助金
●			●		補助金
●					補助金
●					自主財源
	見直し	●			自主財源
●					共同募金配分金
●		●			歳末募金
●					自主財源

# 関 係 資 料

## 地域福祉活動計画検討委員会検討 経過

回	開催年月日	審議事項
1	平成8年10月16日	1 地域福祉活動計画検討会議設置要綱について 2 地域福祉活動計画の方針について 3 今後の検討会議のすすめ方について
2	平成8年12月3日	1 我孫子市福祉推進6か年計画の説明 2 住民参加型ホームヘルプ事業「あい・あびこ」の概要説明 3 我孫子市ボランティアセンターの概要説明
3	平成9年2月14日	1 我孫子市におけるニーズの実態について 2 ニーズを受けての取り組み課題の整備について 3 地域福祉活動計画のアウトルайнについて
4	平成9年4月25日	1 社協の現状と課題をふまえた目標と取り組みの方法・想定できる事業について
5	平成9年6月13日	1 社協の現状と課題をふまえた目標と取り組みの方法・想定できる事業について
6	平成9年8月8日	1 社協の現状と課題をふまえた目標と取り組みの方法・想定できる事業について
7	平成9年10月8日	1 ふれあいのまちづくり事業の概要について 2 ふれあいのまちづくり事業重点課題を基にした地域福祉活動計画の体系と取り組み方向について

回	開催年月日	審議事項
8	平成9年12月11日	1 実施計画について、ボランティア連絡会との意見交換
9	平成10年1月22日	1 地域福祉活動計画（案）について

